

第1445回 (11月28日)

環境経済学からみた農業問題

矢部 光保

環境経済学は公共経済学の一分科をなし、環境的課題を専門的に扱う。1960年代から1970年代にかけて、経済成長と環境保全とは対立の構図として描かれてきたが、1980年代になると「持続可能な開発」の概念に代表される、経済成長と環境保全との両立が模索される時代に入った。

農林業分野においても、地球規模の環境問題を背景に「持続可能な農業」という概念が登場してきた。これは農業生産の基盤となる資源の持続性は言うに及ばず、非農業的自然環境の維持が社会的問題化してきたからである。ここでは、その持続可能な農業への対策例として、米国の土壤保全政策を検討する。

米国においては1930年代のダスト・ホールの鎮静化の後、1970年代の輸出圧力の下に限界地まで耕作され、土壤流失問題が再び顕在化した。土壤流失の被害は農業部門よりも非農業部門の方が大きく、例えば、コーンベルトの収量の低下は5～6%であると推定されるのに対し、非農業的費用は河川への土壤の沈積、肥料・農薬の流入による水質汚染、漁業被害など年間130億ドルと推定した例もある。

そのため、1985年食料安全保障法では、環境保護団体等の活動もあって、

- ① 保全休耕計画
(Conservation Reserve Program)
- ② 保全受諾条項
("Conservation compliance" provision)
- ③ 芝地破壊者条項
("sodbuster" provision)
- ④ 湿地破壊者条項
("swampbuster" provision) が採用され

た。

①の下では、農家は土壤侵食を起こしやすい農地を10年間の休耕計画の対象とすることができ、毎年USDAから地代を受け取れる。農地には土壤被覆作物か樹木が植えなければならない。この計画は、従来から生産調整政策としての意味が大きかったが、②との関連で保全政策としても位置づけられる。

また、米国の土壤保全政策は技術援助、資金援助、教育・情報の提供といった農家の自主性に基づくものであり、①は伝統的な自主的保全対策への参加という形式を保つが、他方、②～④は強制的な面をもつ。

②は高度に土壤侵食を起こしやすい土地で支持商品を生産する場合、所定の保全対策を行わなければ、価格支持等の計画への参加資格を農家に与えないものとする。耕地面積の28%、11,800万エーカーがこの対象となり、対象地からの土壤流失量は全耕地からの流失量3.1億トンの58%をしめ、対象地の約80%が政府計画の利益を必要としている。

対象地では、(ア)保全休耕計画によって休耕地地代を受け取る、(イ)保全対策を行ない政府計画からの利益を得る、(ウ)政府計画に参加しないで農家独自の行動を取る、の3つの選択ができる。一般には、土壤侵食の激しい傾斜地ほど、等高線栽培や階段畑造成等の保全対策費用は高くなるため、保全対策を行ない政府計画の利益を受けるという誘引は小さく、保全休耕を行なう利益の方が大きくなるであろう。

また、1985年12月以降、③は高度に土壤侵食が起こりやすい土地を新たに耕作したり、④は湿地を耕地に新たに变えた場合には、その農家の生産物に対し政府計画の利益を受け資格を与えないというものである。

いずれにせよ、①～④の計画に農家がどのように従うかは、市場価格、政府計画に従う利益、保全費用等に依存する。